

## 災害時における行政手続の支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者等の支援等に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

2 本協定において「災害時における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時において被災者等の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、支援活動が必要であると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事態が急迫しており要請書によることができないときは、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。この場合において、甲は、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

4 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

5 実施本部は、東京都行政書士会文京支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第6条に規定する支援活動を実施する。

### （支援活動の根拠等）

第4条 実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務の範囲とする。ただし、第6条第1項第5号に規定する業務については、この限りでない。

2 実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、乙以外の行政書士会又は他の専門家（以下「他の行政書士会等」という。）の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

### （当事者間の連絡及び調整）

第5条 支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあっては区民部区民課長、乙にあっては支部長とする。

### （支援活動の内容）

第6条 実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

- (1) り災証明書の申請その他災害時における申請全般に関すること。
- (2) 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成及びその提出手続に関すること。
- (3) 行政が行う事業支援又は生活支援に係る補助金申請等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、行政書士法に定める業務に関すること。

(5) 第1号に規定する申請を受けて甲が行う被災者等支援業務に関すること。

2 前項の支援活動は、文京シビックセンター、文京区立地域活動センターその他甲及び乙が協議して定める場所において実施するものとする。

(支援活動の広報)

第7条 甲は、乙が甲に協力して支援活動を実施する際には、支援活動の実施場所及び内容について広報に努めるものとする。

(支援活動の対価)

第8条 実施本部は、支援活動の実施について、被災者等から一切の対価を受けない。

(費用の負担)

第9条 乙は、甲から要請された支援活動の期間が終了したときは、支援活動に係る報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された報告書を確認したときは、次に掲げる経費を負担する。この場合において、第2号に規定する経費の負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 乙が実施した支援活動に要した実費相当経費

(2) 前号に掲げるもののほか、他の行政書士会等による支援活動の協力に要した経費

3 甲は、前項の規定によりその負担額が決定したときは、乙からの請求書に基づき、速やかにこれを支払うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和5年7月4日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷一丁目5番17号 三洋ビル21号

乙 東京都行政書士会文京支部

代表者 支部長 井川 水史

文 第 号  
年 月 日

東京都行政書士会文京支部長 殿

文京区長

## 協力要請書

災害時等における行政手続の支援活動に関する協定書第3条第1項の規定により、下記のとおり支援活動の実施を要請します。

### 記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
人 数	
備 考	

担 当 者	所 属： 職 名： 氏 名： 電話番号：
要 請 日 時	年 月 日（ ） 時 分頃